

調査票1 令和6年度取組事業記入表(参画)

No.	担当部	担当課	事業名	事業概要	自治基本条例該当条文	参画のパートナー名	パートナー分類 ※当てはまるものすべてに○								参画の形態	参画における課題・評価等	令和7年度の実施(予定)	令和7年度に実施しない理由 ←②実施しないを選択した場合記入		
							①行政(県・他市町村等)	②NPO法人	③法人外NPO(市民活動団体等)	④地縁組織(自治会、老人会、PTA等)	⑤企業・大学等	⑥社団財団系	⑦複合体(実行委員会、ネットワーク組織等)	⑧個人のボランティア(①～⑦に属さないもの等)						
1	経営企画部	企画政策課	生駒市総合計画審議会	第6次生駒市総合計画に基づく施策等の取組状況及び成果を検証するために開催する会議。	第19条(総合計画等の策定)	近畿大学・畿央大学・又科省CSマイスター・立命館大学・連合奈良・商工会議所・CODE for IKOMA・南都銀行・生駒市民生・児童委員連合会・自治連合会・公券市民	○		○	○	○			○	【参画】附属機関、懇談会の設置等	審議会委員からいただいた意見をもとに、「令和6年度第6次生駒市総合計画進行管理検証報告書」をとりまとめ、庁内各課に共有した上で、市HP等で公表を予定している。	①実施予定			
2	経営企画部	企画政策課	生駒市行政改革推進委員会	現下の厳しい財政状況等を踏まえ、社会経済情勢に適した効率的で質の高い行政運営を実現するため、持続的な発展を可能とする行政運営の仕組みを、広く市民の意見を求めながら確立していくための委員会。	第18条(まちづくり参画における市の責務)	立命館大学・畿央大学・京都府立大学・企業等事業者・民生児童委員連合会・公券市民				○	○			○	【参画】附属機関、懇談会の設置等	生駒市行政改革推進委員会からいただいた意見をもとに、「生駒市行政改革大綱 検証結果報告書【令和6年度】」をとりまとめ、庁内各課にフィードバックした上で市HP等で公表するとともに、その内容を基に令和8年度の行政改革方針(案)を策定した。また、施設使用料の見直しなど行政改革を推進するための課題について審議をした。	①実施予定			
3	経営企画部	広報広聴課	ティーミーティング	市政に協力をいただいている団体やグループと市長・担当職員がテーブルを囲んで、活動状況やご意見・考えを聞き、活動を慰労することで、よりよい関係を構築するとともに、市政に反映させる場として実施している。	第29条(広聴対応)	ボランティア団体や協働している団体、関係団体等								○	【参画】意見交換会	参加者が、活動に対する意見や想い、苦労話を市長や担当職員に直接話すことで、やりがい、モチベーションの向上につながる。また、当該市民参加の事業を実施する上で貴重なご意見を頂ける機会となっている。	①実施予定			
4	経営企画部	広報広聴課	どこでも講座	市民で構成される団体等が開催する学習活動等の場に、市職員を講師として派遣し、市政情報等を提供することにより、市民の市政に対する理解や関心を深めることを目的に実施している。	第46条(情報への権利)	市内に在任し、在勤し、又は在学する者を主たる構成員とし、講座の開催に際し、おおむね10人以上の参加者を設定できる団体及びグループ								○	【参画】講座等	毎年度各課にメニューの更新を依頼し見直ししているが、受講される講座に限られている。また、講座が事業単位であるため、市の施策を体系的に学ぶことができないなど、市政を説明する機会として十分とは言えない。	①実施予定			
5	経営企画部	危機管理課	生駒市防災会議	生駒市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進する。 また、市長の諮問に応じて生駒市の地域に係る防災に関する重要事項を審議する。	第39条(審議会等)	県・学識経験者・自治連合会・議会・市民・事業者	○								○	【参画】附属機関、懇談会の設置等	令和6年度は令和7年2月17日に開催し、地域防災計画の修正の審議等を行った。課題としては、会議の中で委員からの発言が少なく、活発な意見交換が乏しいことが挙げられる。	①実施予定		
6	総務部	総務課	生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会	情報公開制度と個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を推進するため、実施機関からの諮問に応じての答申や両制度の在り方について協議を行う。	第39条(審議会等)	学識経験者・自治連合会・民生児童委員連絡協議会・PTA協議会・公券市民									○	【参画】附属機関、懇談会の設置等	個人情報保護法の改正により、諮問案件が限られていることから、令和6年度は審議会への諮問案件がなく、審議会の開催はなかった。	①実施予定		
7	総務部	人権施策課	人権教育講座「山びこ」開催	学校・家庭・地域など、日常生活あらゆる場で人権教育に対する関心を高め、住みよい社会の実現に向け、身近な人権侵害に気づき、その解決に向けたリーダーの養成を図るため、市民や事業者に向けた人権教育講座(年7回)として開催。	第6条(人権の尊重)	生駒市人権教育推進協議会、自治会、民生・児童委員等								○	○	【参画】講座等	山びこ講座の参加者は、これまで受講対象者が中心だったが、令和5年度から各回ごとに一般参加も可能としたことから、参加者数は増加傾向となった。 例年、年間7回開催だが、令和6年度は特別講座として人権映画の上映を含め8回開催した。 講座は平日開催のため、就労世代の参加者が少ないことが課題。	①実施予定		
8	総務部	人権施策課	人権教育地区別懇談会	暮らしの中で人権が尊重される地域づくりとあらゆる差別の解消を目指し、地域で人権を身近な課題として話し合い、地域の絆を深め、地域社会の中に人権意識を培うことを目的として、懇談会形式で開催。	第6条(人権の尊重)	自治連合会、自治会等									○	○	【参画】意見交換会	生駒市(128自治会)を3つのブロック(北37、西22・中26、東15・南28)に分け、各自治会の協力を得て、3年間で一巡している。 毎年対象ブロックの自治会に開催を依頼をしているが、希望される自治会が少なく、偏りがあることが課題。	①実施予定	
9	総務部	消費生活センター	生駒市消費生活審議会	消費者保護条例の規定による権限に属する事項のほか、消費者の利益の擁護及び増進に関する重要な事項を調査審議する。	第39条(審議会等)	学識経験者・自治連合会・商工会議所・市民	○								○	【参画】附属機関、懇談会の設置等	令和6年度は令和6年5月23日に開催し、令和5年度中の相談概要や令和6年度の取り組み内容について審議等を行った。 委員の皆様それぞれが自分事として捉えていただけており、活発な意見交換を行うことが出来ている。	①実施予定		
10	総務部	男女共同参画プラザ	生駒市男女共同参画審議会	生駒市男女共同参画推進条例第10条に記載されている男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画について、生駒市男女共同参画審議会の意見を聴きながら策定する。	第39条(審議会等)	学識経験者・団体推薦者・公券市民									○	【参画】附属機関、懇談会の設置等	令和5年度に市民アンケート調査を実施し、報告書作成まで意見をいただいた。令和6年度には生駒市男女共同参画行動計画(第4次)策定に係るを審議をいただき計画書策定に至った。	①実施予定		
11	地域活力創生部	地域コミュニティ推進課	自治会長市政研修会	自治会の代表者である自治会長及び役員を対象に、より身近に市政への理解を深めていただき、今後の円滑な行政運営を図るため、5地区自治連合会合同で一日市政研修会を、市が実施している。	第4条(情報共有及び公開)	自治会									○	【参画】講座等	令和5年度までは講習内容や見学先については各地区単位で選択していたが、令和6年度は各自治会長単位で選択できるような工夫を行い、各自治会の課題に応じた内容の研修を受けることが可能となった。 長時間に渡る研修となり、参加率も例年に比べ悪かったため、より短時間で質のある研修となるよう取り組みが必要。	①実施予定		
12	地域活力創生部	地域コミュニティ推進課	生駒市市民自治推進委員会	市民、議会、及び市長をはじめとする行政が、それぞれどのような役割を担ってよりよい生駒市をつくっていくかという三者の役割と責務を明らかにした、いわゆる自治体運営の基本ルールを定めた生駒市自治基本条例の運用状況等を市民の立場から見守るための組織。市民自治推進委員会の開催を通じて、生駒市における参画と協働のまちづくりの進捗状況を把握や自治基本条例及び解説文の見直しを実施している。	第55条	学識経験者・自治連合会・市民活動登録団体代表委員会・議会・市民									○	【参画】附属機関、懇談会の設置等	令和5年度から6年度にかけて自治基本条例の見直しを行い、現状に即した解説文の修正を実施した。職員や市民等に対して、自治基本条例の理念の浸透に向けた取組が必要である。	①実施予定		

13	地域活力創生部	市民活動推進センター	生駒市公益活動アドバイザー会議	市民活動の更なる促進及び発展並びに地域課題の解決に繋がる公益活動の育成を目的として開催する。 市民活動団体の取組、市民活動推進センターの事業及び地域社会活動創出支援事業「まちサボいこま」採択事業等を対象に、外部の視点から意見又は助言を求める。	第14条(協働のまちづくりにおける市の役割)	学識経験者、補助金採択団体		○	○	○							【参画】附属機関、懇談会の設置等	令和5年度までは、「まちサボいこま」採択団体への助言を中心としていたが、令和6年度からは、NPO支援や居場所づくりに見込めるアドバイザーに参画いただき、新体制のもと、市民活動推進センターの事業についても、より専門性を生かした意見や助言が得られている。	①実施予定		
14	地域活力創生部	市民活動推進センター	市民活動創発プラットフォーム「BASE生駒」	地域活動に必要なスキルや考え方を学ぶ講座と、活動の仲間を見つけるための交流会を組み合わせて実施した。 学びと交流を一体的に設計することで、新しい層の地域参画を促すことを目的とした。	第9条(まちづくり参画における市民の責務)	市民、市民公益活動団体		○	○								【参画】講座等	単発講座には6回で延べ161名、居場所づくりをテーマとした連続講座には32名の応募があり地域参加の入口としての効果があったが、公益活動の育成や活動の継続・定着に向けては講座実施のみでは不十分である。	②実施しない	補助金運用や専門家による相談事業等と組み合わせた形での再構築が必要と判断したため。	
15	地域活力創生部	SDGs・公民連携推進課	生駒市環境マネジメントシステム推進会議	市民監査委員との協働による環境マネジメントシステムを導入することにより、生駒市自らも事業者として率先してエコオフィスづくり等の環境保全に取り組むとともに、環境関連計画の確実な推進を図る。	第39条(審議会等)	市民											【参画】附属機関、懇談会の設置等	・新たな「環境マネジメントシステム運用方針」を策定した。 ・環境関連計画の一体的な管理を行う環境マネジメントシステムの運用を行った。	①実施予定		
16	地域活力創生部	SDGs・公民連携推進課	生駒市環境審議会	生駒市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために調査、審議を行う。 学識経験者・市議会議員・その他市長が必要と認める者として、自治会をはじめとする市民団体、公募市民及び事業者からの代表者で構成。	第39条(審議会等)	市民、団体、事業者、大学			○	○	○						【参画】附属機関、懇談会の設置等	・11月に環境審議会を開催し、「生駒市の環境」について審議した。	①実施予定		
17	地域活力創生部	SDGs・公民連携推進課	いこまSDGsアクションネットワーク	生駒市に関わる企業・団体等が、それぞれの有する資源や知見等を活かし、目指すゴールや生駒市の地域課題の解決に向けて連携することで、SDGsの達成や持続可能なまちづくりを推進することを目的としている。 ネットワークの活動の助言などを求めるため、いこまSDGsアクションネットワークアドバイザー会議(懇談会等)を設置している。	第18条(まちづくり参画における市の責務)	団体、事業者、大学			○	○	○						【参画】附属機関、懇談会の設置等	・市内外から多くの会員に参加いただけた。 ・今後会員同士での自発的な取組の創発が必要	①実施予定		
18	地域活力創生部	環境保全課	生駒市学研高山地区環境保全対策基本指針に基き、事業者が事業活動を行う際必要となる協定の審査を行うとともに、事業活動開始後における指針及び協定の履行状況を把握する。	第43条(市民自治協議会等)	学識経験者 北地区自治連合会					○							【参画】附属機関、懇談会の設置等	北地区自治連合会より関係自治会長7名を推薦いただき、関西文化学術研究都市事業者の事業活動による環境汚染並びに事故及び災害等の未然防止、適正な管理指導を委員会として行う必要がある。	①実施予定		
19	地域活力創生部	農林課	地域計画策定業務	高齢化や人口減少による、農業者の減少や耕作放棄地拡大を防ぐために施行された「農業経営基盤強化促進法」現状を把握し、地域の農家の方とともに、これから守っていく農地の姿を話し合い、10年後の地域の姿を表した目標地図を作成するための座談会を実施した。	第38条(計画策定手続)	農家区					○						【参画】意見交換会	国の法律に基づき行ったものであるが、短納期であったこと、課題の多いテーマであったことなどから、想定通りの結果までは得られなかった。	②実施しない	国が求める全農家区での計画策定が終了したため。 ※今後は形を変えて、更新等は実施予定	
20	地域活力創生部	農林課	農業ビジョン推進懇話会	第6次生駒市総合計画の施策の大綱のひとつである『地域の資源と知恵を活かし、にぎわいと活力のあるまち』の中の目指す姿の実現を目指し、農業施策を円滑かつ確実に事業を進めるために策定した生駒市農業ビジョン等の推進にあたり市民等の視点からの意見又は助言を求めるため開催している。	第39条(審議会等)	農業ビジョン推進懇話会参加者											【参画】附属機関、懇談会の設置等	学識経験者や市民からの意見や助言をもとに、本市の農業関連施策の計画の進捗確認や取組の見直し等を行った。	①実施予定		
21	福祉部	障がい福祉課	生駒市障がい者地域自立支援協議会	障がい者の地域課題についての情報の共有と地域の実情に応じた体制整備についての協議。「障がい者福祉計画」相談支援事業者の運営評価に関すること等の協議。	第39条(審議会等)	学識経験者・関係団体代表・民生委員代表・市民等		○									【参画】附属機関、懇談会の設置等	生駒市の障がい福祉の動向をはじめ、令和5年度の生活支援センターの概況報告や各部署の活動報告、第6期生駒市障がい者福祉計画の評価等を協議した。	①実施予定		
22	福祉部	障がい福祉課	こころの市民講座	地域住民に向けて、精神障害やこころの健康への理解を深めるための機会や情報を提供し、障がいのあるなしに関わらず、誰もが住みよい地域づくりへの理解の促進のための講座を開催。	第6条(人権の尊重)	市民					○						【参画】講座等	精神障がいの基礎知識や辛い時の援助の求め方等メンタルヘルスについて学びを深める内容で2回開催し、計56人の参加があった。	①実施予定		
23	福祉部	障がい福祉課	あいサポーター養成講座	障がいの内容や特性、障がいのある方が困っていることを理解し、障がいのある方に対してのちょっとした手助けや配慮を実践するあいサポーターを養成する講座を開催。	第6条(人権の尊重)	市民											【参画】講座等	地域の民生委員や寿大など、広く市民向けに5回開催し、計99人の参加があった。	①実施予定		
24	福祉部	地域包括ケア推進課	認知症対策部会	①認知症の普及啓発に関する事項②認知症予防に関する事項③認知症ケアの向上に関する事項④多職種連携に関する事項⑤生駒市認知症初期集中支援チームに関する事項について意見や助言をいただくことが目的。	第18条(まちづくり参画における市の責務)	保健所・事業者・関係団体・医師会		○										【参画】附属機関、懇談会の設置等	引き続き医師会や介護事業所等、関係団体の参画により事業を進める。	①実施予定	
25	福祉部	地域包括ケア推進課 介護保険課	生駒市介護保険運営協議会(地域包括支援センター運営協議会)	「高齢者保健福祉計画」「介護保険事業計画」「地域包括支援センターに関すること」「地域密着型サービス事業所の指定に関すること」「その他介護保険事業の運営に関し必要な事項に関すること」を所掌し、介護保険事業の円滑な運営を図る。	第19条(総合計画等の策定)	学識経験者・関係団体代表・民生委員代表・市民等			○	○	○							【参画】附属機関、懇談会の設置等	(評価)計画通り事業概要に沿った内容で会議を実施することができた。	①実施予定	
26	福祉部	地域包括ケア推進課 介護保険課	生駒市介護保険運営協議会(生活支援体制整備事業生活支援ネットワーク協議体)	「高齢者保健福祉計画」「介護保険事業計画」「地域包括支援センターに関すること」「地域密着型サービス事業所の指定に関すること」「その他介護保険事業の運営に関し必要な事項に関すること」を所掌し、介護保険事業の円滑な運営を図る。	第19条(総合計画等の策定)	学識経験者・関係団体代表・民生委員代表・市民等			○	○	○							【参画】附属機関、懇談会の設置等	(評価)計画通り事業概要に沿った内容で会議を実施することができた。	①実施予定	
27	福祉部	地域包括ケア推進課	生駒市高齢者虐待防止ネットワーク連絡会	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に規定する養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を行うに当たり、生駒市における関係機関、団体等との情報交換及び連携協力体制の整備を目的として実施。	第14条(協働のまちづくりにおける市の役割)	関係団体代表・民生委員代表・市民等・警察		○									【参画】附属機関、懇談会の設置等	(評価)計画通り事業概要に沿った内容で会議を実施することができた。	①実施予定		

28	子育て健康部	こども家庭センター	生駒市要保護児童対策地域協議会	児童福祉法第25条の2第1項の規定に基づく協議会。要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために必要な情報の交換や支援の内容に関する協議を行う。	第52条(広域連携)	中央児童・幼稚園長・校長会、保育会、医師会、助産師会、民生児童委員連合会、社会福祉協議会、社会福祉法人、警察、保護司会、弁護士、人権擁護委員会、学識経験者	○									【参画】附属機関、懇談会の設置等	各関係機関と連携の強化を行いながら、迅速・丁寧な支援を続けていく。	①実施予定	
29	子育て健康部	こども政策課	子ども・子育て会議	子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法第77条第1項に規定するもののほか、市長の諮問に応じ、本市の子ども・子育て支援に関する重要事項について調査審議する。	第2条(定義)	学識経験者、保育所関係者、学校教育関係者、社会的養護関係者、地域福祉関係者、保護者、公募市民	○	○	○	○	○					【参画】附属機関、懇談会の設置等	子ども・子育て支援事業計画にかかる進捗(令和5年度実績)について評価いただくとともに、令和6年度生駒市こども計画策定にご尽力いただいた。	①実施予定	
30	子育て健康部	こども政策課	生駒市こども計画にかかるパブリックコメント	すべてのこどもの権利が守られ、健やかに成長・自立できるよう、社会全体で総合的にこども、ならびに子育て家庭を支援する環境を整備することを目的に策定する。	第38条(計画策定手続)	市民等							○		【参画】パブリックコメント	6名17件のご意見を受けて、計画を見直すとともに、ご意見の一部について計画に反映した。	②実施しない	計画策定をしないため	
31	子育て健康部	地域医療課	生駒市病院事業推進委員会	病院事業計画、指定管理者と締結する病院の管理に関する協定、病院事業の運営状況の改善について、市長の諮問に応じ、本市の病院事業に関する事項を調査審議する。	第5条(参画と協働の原則)	医療従事者、学識経験者、市民、議会、事業者(指定管理者)								○	○	【参画】附属機関、懇談会の設置等	引き続きパートナーの参画により事業を進めます。	①実施予定	
32	子育て健康部	地域医療課	生駒市立病院管理運営協議会	生駒市立病院の管理運営に関し、生駒市及び指定管理者との間の管理運営に関する協議に市民等の意見を反映させる。	第5条(参画と協働の原則)	医療従事者、自治連合会、市民、事業者(指定管理者)			○		○	○				【参画】附属機関、懇談会の設置等	引き続きパートナーの参画により事業を進めます。	①実施予定	
33	子育て健康部	地域医療課	生駒市医療介護連携ネットワーク協議会	在宅医療介護の推進に関する等について意見又は助言を求め、包括的かつ継続的な医療と介護サービスの提供体制を構築する。	第5条(参画と協働の原則)	奈良県、事業者、関係団体	○			○	○					【参画】附属機関、懇談会の設置等	引き続き医師会や介護事業所等、関係団体の参画により事業を進めます。	①実施予定	
34	子育て健康部	地域医療課	生駒市医療介護連携ネットワーク協議会 在宅医療介護推進部会	在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討等について意見又は助言を求め、医療及び介護に係る地域の関係機関の連携を強化する。	第5条(参画と協働の原則)	奈良県、事業者、関係団体	○			○	○					【参画】附属機関、懇談会の設置等	引き続き医師会や介護事業所等、関係団体の参画により事業を進めます。	①実施予定	
35	子育て健康部	地域医療課	生駒市立病院ワークショップ	生駒市立病院における持続可能な医療提供体制の構築に向け、市民・医療従事者・行政が連携し、課題を共有しながら解決策を検討するためのワークショップを開催	第5条(参画と協働の原則)	医療・介護従事者、市民、生駒市立病院職員							○		【参画】ワークショップ	生駒市立病院があるべき姿に対し、参加者がそれぞれの立場で何ができるのかを提案をまとめることができた。 また、議論のプロセスまで広く公開し共有することで、透明性を確保し地域における医療への理解や協力体制や市民が医療の未来に主体的に関わるきっかけとなった。	②実施しない	生駒市立病院開院10周年記念式典で成果を発表し、その内容は、生駒市医療のまちづくりビジョン等に反映	
36	建設部	事業計画課	生駒市バリアフリー整備事業	生駒市バリアフリー基本構想に基づき、重点整備地区に設定した近鉄南生駒駅周辺地区のバリアフリー化を図る	第18条(まちづくり参画における市の責務)	学識経験者、関係団体、各施設管理者ほか	○	○	○	○						【参画】附属機関、懇談会の設置等	令和6年度に協議会を1回開催	①実施予定	
37	建設部	みどり公園課	緑の基本計画改定懇話会	本市における緑地の保全及び緑化の推進に関して定める生駒市緑の基本計画の改定を行うに当たり、外部有識者等の意見又は助言を求め、生駒市緑の基本計画改定懇話会を開催。	第18条(まちづくり参画における市の責務)	学識経験者、自治連合会、生駒市農業振興協議会・市民		○	○					○		【参画】附属機関、懇談会の設置等	学識経験者や市民からの意見や助言をもとに、都市や緑を取り巻く社会情勢の変化等に即した緑の基本計画の改定を進めた。	①実施予定	
38	都市整備部	都市づくり推進課	生駒市都市計画審議会	都市計画法により、その権限に属せられた事項を調査審議させ、及び市長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議する。	第39条(審議会等)	学識経験者 市議会議員 市民団体代表など										【参画】附属機関、懇談会の設置等	審議会開催回数:3回	①実施予定	
39	都市整備部	都市づくり推進課	生駒市景観審議会	生駒市景観条例により、その権限に属することとされた事項のほか、市長の諮問に応じ、良好な景観の形成に関する重要な事項を調査審議する。	第39条(審議会等)	学識経験者 市民団体代表など										【参画】附属機関、懇談会の設置等	審議会開催回数:1回	①実施予定	
40	都市整備部	都市づくり推進課	街なみについての座談会	門前町の住民・事業者を対象として、宝山寺参道の景観まちづくりに関する意見交換を行うワークショップを開催した。	第37条(計画策定段階の原則)	市民、事業者など								○		【参画】ワークショップ	・ワークショップ開催回数:2回 ・延べ42人が参加し、宝山寺参道の景観まちづくりに関する意見交換を行うことができた。	①実施予定	
41	都市整備部	学研推進課	学研高山地区第2工区まちづくり事業(学研高山地区第2工区事業推進会議)	学研高山地区第2工区マスタープラン(令和4年6月策定)に基づき、事業を推進することを目的として、奈良県や関西文化学術研究都市推進機構などの関係行政機関や学識経験者等で構成している。 事業推進会議では、マスタープランを基本に概ね30haごとに設定する各個別地区の事業内容や地区全体・地区間の機能連携・インフラ整備といった事業の整合性などについて意見交換を行っている。	第39条(審議会等)	学識経験者、関係機関、行政	○								○	【参画】附属機関、懇談会の設置等	令和6年度は2回開催	①実施予定	
42	都市整備部	住宅課	生駒市空家等対策計画の改訂及びマンション管理適正化推進計画の策定にあたり、懇話会を開催し関係事業者の意見を聞く。また、パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を求めるとともに、市の考え方を公表する。	第37条(計画策定段階の原則)	市民									○		【参画】パブリックコメント	令和6年3月25日から4月25日までパブリックコメントを実施するにあたり、広報いこまち3月号で特集記事を掲載し市民に広く周知した。	②実施しない	パブリックコメントの期間が終了し、計画を策定したため。
43	都市整備部	施設マネジメント課	公共施設マネジメントに関する計画の改定	公共施設等総合管理計画の計画期間が終了を迎えるため、社会状況や財政状況、公共施設の現状の把握等を行い、計画の改定を行う。また、市民アンケートを行い、計画の改定の資料とする。	第37条(計画策定段階の原則)	市民								○		【参画】その他	住民ニーズの変化に対応するため、公共施設に関するアンケート調査を行い、市民の公共施設マネジメントに対する認知度、施設の利用状況、施設の廃止や複合化等についての考えを把握した。	①実施予定	
44	都市整備部	建築課	市民フォーラム	予想される巨大地震に備え、急務の課題といわれる住宅の耐震化をすすめるために、「今できること、今すべきこと」を目的に、NPO法人『人・家・街 安全支援機構』主催で、展示会及び個別相談を開催する。	第9条(まちづくり参画における市民の責務)	NPO法人						○				【参画】意見交換会	令和6年6月に開催し、市民に耐震化の啓発を行った。	①実施予定	
45	都市整備部	建築課	生駒市開発事業審査会	開発事業について、良好な都市環境の形成と秩序あるまちづくりを実現するため、必要調査・研究を行い、良好な近隣関係の形成がなされているか、計画が秩序あるまちづくりであるかを審議する。	第39条(審議会等)	学識経験者	○									【参画】附属機関、懇談会の設置等	令和6年10月に開発事業審査会を開催し、要綱の改正などについて審議した。	①実施予定	

46	都市整備部	建築課	生駒市建築審査会	建築基準法の規定により、建築主事を置く市町村に設置義務があり、主な事務は特定行政庁が許可をする場合の同審査会同意、または、建築主事及び特定行政庁の処分や不作為についての審査請求に対する裁決を行う。	第39条(審議会等)	学識経験者	○									【参画】附属機関、懇談会の設置等	令和6年8月に建築審査会を開催し、建築基準法の許可について審議した。	①実施予定		
47	教育部	学校給食センター	生駒市立学校給食センター運営協議会	給食センターの運営に関し、研究、協議するための組織として、保健所長、学校長、PTAの代表等で構成。	第39条(審議会等)	保健所長、学校長、PTA協議会、学校給食主任、学識経験者	○		○	○						【参画】附属機関、懇談会の設置等	2回開催し、学校給食の実施計画や食育等についての報告を行った。	①実施予定		
48	教育部	学校給食センター	生駒市学校給食アレルギー対応懇話会	市立小中学校に在籍する食物アレルギーを有する児童・生徒に対し、学校長、医師会の代表等から学校給食において個別対応の実施に関する意見又は助言を求め、食物アレルギーを有する児童生徒にきめ細やかな対応が行えるようにするもの。	第39条(審議会等)	生駒市医師会、学校長、養護教諭、栄養教諭又は栄養職員、学校給食主任	○		○	○						【参画】附属機関、懇談会の設置等	食物アレルギー除去食の申請、ヒヤリハット事例に関し、各参加者から意見、助言をいただき、改善点を参加者全員で共有した。	①実施予定		
49	教育部	学校給食センター	生駒市学校給食用物資選定懇話会	安全で良質な給食用物資を確保し、円滑な運営を図るため、学校長、PTAの代表等から意見又は助言を求めるもの。	第39条(審議会等)	学校長、PTA協議会、学校給食主任、栄養教諭及び学校栄養職員、給食センター所長	○		○	○						【参画】附属機関、懇談会の設置等	学校給食用物資の選定・購入に関し意見・助言をいただき、安全で良質な給食用物資を確保することができた。	①実施予定		
50	教育部	教育指導課	生駒市いじめ問題対策連絡協議会及び生駒市いじめ防止等対策審議会	協議会は、いじめ防止対策推進法第14条第1項に基づき、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成される。審議会は、生駒市いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、法第28条第1項の重大事態に係る事実関係に関する事項を調査審議するため、教育委員会に附属機関として置いたもの。	第39条(審議会等)	警察署・PTA協議会・人権擁護委員協議会・民生児童委員連合会・青少年指導委員・学識経験者・関係機関の職員 学識経験者	○		○	○						【参画】附属機関、懇談会の設置等	関係機関等が集まり本市におけるいじめについての課題を共有したり、いじめに関する研修などを行ったりしている。	①実施予定		
51	教育部	教育指導課	生駒市教育支援委員会	障がいのある子どもが、その子どもに合った教育を受けることができるよう、適切な学校や学級を決定するために設置される。	第39条(審議会等)	医師・学識経験者・関係機関の職員			○	○						【参画】附属機関、懇談会の設置等	適切な就学先について検討することができている。名称についても早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から教育支援委員会へと変更を行った。	①実施予定		
52	教育部	教育指導課	生駒市教科用図書選定懇話会	教科用図書採択年度において、児童生徒が本市立小中学校で使用される教科書をどのように選ぶかについて、様々な立場の人々が集まって話し合い、教育委員会に集約した意見を伝える。	第39条(審議会等)	関係機関の職員・PTA協議会		○	○								【参画】附属機関、懇談会の設置等	教科書選定についての意見を教育委員会に提出することができ、採択の際の資料となっている。	②実施しない	教科書採択年度ではないため。
53	教育部	教育指導課・教育政策室	教育フォーラム	生駒市の学校教育について、市民や教職員、教育関係者に広く情報を発信し、ともに教育について考える機会を提供するために実施している。	第4条(情報共有及び公開)	市民・教職員・教育関係者	○		○	○				○		【参画】意見交換会	教育委員会で実施している事業に関連するテーマを設定することで、事業に対する理解度を参加者に深めてもらうことができる。	①実施予定		
54	生涯学習部	生涯学習課	芸術会館美楽来美術品収集懇話会	芸術会館が所蔵する美術品等の収集を適正かつ円滑に行うにあたり、意見又は助言を求め、美術品の寄贈受理の可否を検討する。	第39条(審議会等)	学識経験者				○						【参画】附属機関、懇談会の設置等	寄贈の届けの提出が無い限りは開催されないが、開催の場合は作品の分野によって該当分野に精通した学識経験者を新たに一から探す必要がある。(直近の開催は令和2年度)	②実施しない	案件の都度開催する懇話会。現在案件の予定は無いが、案件が出れば開催。	
55	生涯学習部	生涯学習課	生駒市文化財保護審議会	市指定文化財の指定等について教育委員会の諮問に応じ審議答申を行なう。(文化財に関し高い見識を有する者で構成)	第39条(審議会等)	学識経験者				○						【参画】附属機関、懇談会の設置等	委員の高齢化が課題となっていたが、令和6年度に新しい委員を委嘱し、委員の若返りに取り組んだ。文化財指定に向けて具体的に動き始め、令和7年度に新規指定予定。	①実施予定		
56	生涯学習部	生涯学習課	生駒市社会教育委員会	社会教育委員は、社会教育に関して教育長を終て教育委員に助言をおこなうために、社会教育に関する計画の立案などの職務をおこなう。	第39条(審議会等)	地縁組織等		○	○	○				○		【参画】附属機関、懇談会の設置等	会議は年2回開催。教育委員との意見交換会も1回実施している。第3次生駒市教育大綱の基本理念に基づいて社会教育として出来ることや課題を考え、活発な取組や事業の実現に向けて、社会教育に期待される役割りと方向性を引き続き考えていく。	①実施予定		
57	生涯学習部	スポーツ振興課	生駒市スポーツ推進審議会	本市のスポーツ振興を目的にスポーツに関する問題について調査審議する機関	第39条(審議会等)	スポーツに関する有識者								○		【参画】附属機関、懇談会の設置等	主に市内スポーツ関係の有識者で構成されており、市スポーツ推進計画の進行管理や市教育大綱の策定、その他市スポーツ振興に関する重要事項について調査や審議をいただいた。	①実施予定		
58	生涯学習部	図書館	生駒市史編さん委員会	生駒市史編さん事業を円滑かつ効果的に推進していくため意見又は助言を求める。	第39条(審議会等)	学識経験者								○		【参画】附属機関、懇談会の設置等	令和6年度は、刊行計画の修正や本編の規格の決定に加え、章・節(案)が出揃い、市史発刊に向け本格的な議論を行った。	①実施予定		
59	生涯学習部	図書館	トライ！生駒子ども読書会議	家庭・地域・学校で子どもに関わる人が集まり、今後の子ども読書活動に関して課題を抽出し、解決策を見出す。	第41条(市民自治に関する市民の役割)	市民	○		○	○				○		【参画】ワークショップ	家庭での読書「家読」を共通目標として、意見を出し合い、各メンバーが活発に取り組んでいる。6年度は各回外部講師を招き、広報を行い、一般の方にも参加してもらえらる講演会やトークセッションを行った。	①実施予定		